

24高農基第562号
平成24年11月5日

農業振興部長 様

高知県農業農村整備事業計画審査会委員長
(農業振興部副部長 笹岡 貴文)

高知県農業農村整備事業計画審査会の審査結果について

高知県農業農村整備事業計画審査会（以下、「本審査会」という。）は、平成25年度新規地区として事業実施を要望する農業基盤課所管の9件の農業農村整備事業及び平成22年度に計画策定した農山漁村地域整備計画1件の事後評価について、平成24年9月12日に審議を行い、下記のとおり審査結果をとりまとめましたので、「高知県農業農村整備事業計画審査会設置要領」第4の3に基づき報告します。

記

財政状況の厳しい中、本県の目指す自立した県経済の基盤づくりには産業の育成が喫緊の課題であり、特に本県では基幹産業である農業の振興に重点的に取り組んでいかなければなりません。そのためには持続可能な経営体を育成するとともに、農業に必要な条件整備が不可欠です。

また一方で、近年の異常豪雨や地震により、過去にはあまり例のなかった規模の災害が全国的に多発しており、台風の来襲が多く南海地震を控える本県においては、防災事業にも計画的に取り組んでいくことが重要です。

本審査会では、こうした状況を踏まえ、対象となる農業農村整備事業について、新規地区として取り組む必要性や地域の熟度、事業効果等及び農山漁村地域整備計画の定量的指標の達成状況について審議を行いました。

その結果、9件の新規要望地区については、事業の必要性、有効性、効率性、目標水準等を総合的に審査し、平成25年度の新規着工地区として適当であると判断しました。また、農山漁村地域整備計画の事後評価については、定量的指標の達成状況評価を審査し、目標は達成されていると判断しました。

なお、新規地区の事業実施に際しては、審議の中で寄せられた部内各委員や第三者委員から出された意見を極力反映することとします。

以下、各事業について、審査結果の概要及び事後評価結果書を付記します。

| | |
|---------|---|
| 【計画名】 | 南国市十市地域担い手農家育成整備計画 |
| 【対象事業名】 | ① 十市地区経営体育成基盤整備事業(一般型) (県営) ② 南国西南地区農道整備事業 (県営) |
| 【市町村名】 | 南国市 |
| 【事業概要】 | 全体計画 ① 区画整理 (61.2ha)、ビオトープ (1カ所) ② 農道工 (2,615m) うち本整備計画 ① 換地処分 (61.2ha)、付帯工 (1式) ② 舗装工等 (1,110m) |
| 【事業費】 | 総事業費 ① 1,352,000千円 ② 1,069,000千円 うち本整備計画 ① 106,050千円 ② 95,970千円 |

[説明者：農業基盤課 (整備事業担当)]

【事後評価理由説明 (事務局)】

- ・本計画は、十市地区経営体育成基盤整備事業及び南国西南地区農道整備事業を実施するために策定した。
- ・両事業とも、平成 22 年度から平成 23 年度の 2 箇年計画で事業を実施し、現在基幹農道は供用を開始しており、ほ場整備も換地処分まで全て完了している。
- ・経営体育成基盤整備事業及び農道整備事業の完了により、狭小不整形な農地が 50 a の標準区画に整備されるとともに、通作交通改善のための幹線農道も整備された。その結果、目標値 61.2ha に対し 61.4ha の優良農地が確保できた。
- ・ほ場整備実施後に 4 人の認定農業者を担い手として農地集積を図る計画であったが、実績は 2 人で目標は未達成となった。ただし、あとの 2 人は、地区内でそれぞれ 6.2ha、3.3ha を経営している。
- ・2 人の認定農業者は、目標値 22ha に対し現在 23.4ha を経営しており、目標は達成できた。
- ・2 人の認定農業者への農地集積率は 38.1%。2 人の認定農業者と、2 人の認定農業者ではない担い手が、耕作している農地は、地区内 61.4ha のうちの 32.9ha となり、農地集積シェアは 53.6%となる。
- ・「ほ場整備、基幹農道ともに計画通り完了し、優良農地が確保されている」、「認定農業者は計画の 4 人にはならなかったが、資格を有していない 2 人についても地区内の生産組合のオペレーターとして農作業の受託をしており、農地利用集積が促進されている」ことから、本計画の目標は概ね達成されたものと評価する。
- ・また、本地区では、任意の生産組織をこれらの事業を契機に立ち上げており、地区内での担い手は一定育成されたものと評価する。

【審査会意見】

- ・本整備計画の事後評価は妥当である。
- ・次回の事後評価の際には、事業実施前後の集積状況や栽培状況が分かるような工夫をしていただきたい。

| | |
|--------|----------------------------|
| 【事業名】 | 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (団体営) |
| 【地区名】 | 清鏡 |
| 【市町村名】 | 佐川町 |
| 【事業概要】 | 頭首工 (1 箇所)、水門 (3 門) |
| 【事業費】 | 52,000 千円 |
| 【負担割合】 | 国:50% 県:15% 市:35% |

[説明者：中央西農業振興センター (基盤整備課)]

【新規要望理由説明 (事務局)】

- ・本施設は、頭首工、ゴム製の取水堰で、佐川町の中心部から北西地域、柳瀬川左岸の農地 18ha のかんがい施設として、昭和 54 年に設置された施設である。
- ・受益地の営農状況は、施設ハウス、露地が若干見受けられるが、ほとんどが水稻栽培。施設ではピーマン、露地ではショウガが作付されている。
- ・本施設は築造後 33 年が経過し、梅雨時期前の専門業者による点検や週 1 回の管理人による圧力確認を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、取水できない状況となり、農作物の作付け規制や収量被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の延命化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成 25 年度新規着工地区として適当である。

| | |
|--------|---|
| 【事業名】 | 中山間地域総合整備事業（県営） |
| 【地区名】 | 安芸 |
| 【市町村名】 | 安芸市 |
| 【事業概要】 | ほ場整備（20.8ha）、用水路（2,150m）、揚水施設（2箇所） ため池改修（1箇所）、頭首工（2箇所） |
| 【事業費】 | 880,000 千円 |
| 【負担割合】 | 国:55% 県:30% 市:10% 地元:5% |

【説明者：農業基盤課（整備事業担当）】

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・安芸市の販売農家に対する専業農家数の割合は、県全体の割合 47%に対して 64%と 17 ポイント高い。施設農家の割合は、県全体の割合 31%に対して 69%と 38 ポイント高い。高齢化率は、県全体の 56%に対して 41%と 15 ポイント低い。これらのことから、安芸市では、一定、農業の担い手は育っていると考える。
- ・本地区では、農業水利施設の老朽化の進行と、ほ場整備から取り残されていた地域における将来的な営農継続が課題となっている。
- ・本事業では、平地周辺の間農農業地域と海岸段丘地域において、総合的な基盤整備を計画している。
- ・山間部については、団体営中山間地域総合整備事業により、補助対象となり得る基盤整備は、ほぼ充足されていると判断する。
- ・本事業の整備内容は、農業水利施設の維持管理を考慮した施設整備や、高度利用可能な優良農地の確保などにより、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成 25 年度新規着工地区として適当である。
- ・東部自動車道に伴うハウスの代替地の問題は、県全体の課題として、安芸市と地元を含めてきちんと考えていかなければならない問題ですので、改めて別の場で検討していただきたい。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 【事業名】 | 農地整備事業(経営体育成型) (県営) |
| 【地区名】 | 入田 |
| 【市町村名】 | 四万十市 |
| 【事業概要】 | 区画整理 (41.0ha) |
| 【事業費】 | 900,000 千円 |
| 【負担割合】 | (国) 55% (県) 30% (市) 10% (地元) 5% |

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区は、地形勾配が約 200 分の 1 程度の緩やかな地域で、山裾部分には湿地が多く、経営形態は水稻を中心に施設園芸により農業経営が行われている。施設園芸では、ショウガやキュウリなどを組み合わせた経営が行われている。
- ・道路の幅員は 2m~3m程度と狭小で、農道に接していない農地も多く存在し、隣接の地権者と調整しながら営農を行っている状況である。
- ・地区内の農地は、水はけが非常に悪く湿田状態であり、高齢化も進んでおり、耕作放棄地も多く見受けられる。
- ・地域農業が衰退する一方であるという地元の強い危機感から、平成 21 年 9 月に入田地区基盤整備推進協議会が設立され、アンケート調査の実施や、地元総会の開催、先進地視察などの取り組みを行ってきた。
- ・本事業の導入は、農地の高度利用化を図るとともに、農業生産法人を設立することで、農地の利用集積を促進し営農規模の拡大を図ることにより、地域農業の安定的かつ持続的な発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成 25 年度新規着工地区として適当である。
- ・畑作を行う農地では、土層改良も含めた暗渠排水を検討していただきたい。
- ・山手に農業生産法人が関わってくる農地では、排水効果を十分に考慮していただきたい。

| | |
|--------|-------------------------|
| 【事業名】 | 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (県営) |
| 【地区名】 | 楠島 |
| 【市町村名】 | 四万十市 |
| 【事業概要】 | 排水機場補修 (1 箇所) |
| 【事業費】 | 150,000 千円 |
| 【負担割合】 | (国) 50% (県) 35% (町) 15% |

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本施設は、湛水被害を防止するため、昭和 48 年に県営の湛水防除事業により造成された施設である。
- ・地区内では水稻栽培が行われており、国道 56 号線沿いには、一部宅地化された土地がある。
- ・本施設は築造後 39 年が経過し、梅雨時期の前に専門業者による点検や維持修繕事業等を実施してきたが、施設全体の劣化が進行しており、施設機能の維持が課題となっている。ひとたび動作不良に陥れば、受益地内の農作物はもとより宅地までもが浸水し、多大な被害が発生する恐れがある。
- ・本施設の整備内容は、機能診断に基づく適切な機能保全対策を実施することとしており、施設機能の延命

化を図り、地域農業の持続的発展を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成25年度新規着工地区として適当である。

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 【事業名】 | 農村災害対策整備事業（県営） |
| 【地区名】 | 伊尾木 |
| 【市町村名】 | 安芸市 |
| 【事業概要】 | ため池整備（1箇所）、用排水路施設整備（3箇所）、緊急避難塔整備（6基） |
| 【事業費】 | 870,000千円 |
| 【負担割合】 | （国）55%（県）35%（町）10% |

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・安芸市では、南海地震に対する防災・減災対策が課題となっており、「南海地震対策5ヶ年計画」を策定し、避難対策を重点的に推進している。
- ・本地域は、自主防災組織自らが「地域津波避難計画」を作成するなど防災意識が非常に強い地域である。
- ・本地区は、ため池の老朽化が進行しており、南海地震発生時に万一ため池が決壊した場合、津波とため池の双方に挟まれ、住民の避難が非常に困難な地区である。このことから、ため池の改修に対する地元要望は非常に強く、耐震化対策も併せた実施により、南海地震に備えた避難対策の強化を図る。
- ・本事業の整備内容は、南海地震による津波から農村住民の生命を守るとともに、豪雨時における農業被害等の防止を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成25年度新規着工地区として適当である。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 【事業名】 | 県営農村災害対策整備事業（県営） |
| 【地区名】 | 津野 |
| 【市町村名】 | 津野町 |
| 【事業概要】 | 土留工（10箇所）、道路照明（11基）、水路整備（4箇所） |
| 【事業費】 | 480,000千円 |
| 【負担割合】 | （国）55%（県）35%（町）10% |

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区は、典型的な山間農業地域であり、そのほとんどが急峻な地形に集落が点在し、年間降雨量が3,000ミリを超える県内有数の災害の多い地域であるため、地域の防災意識も高く、自主防災組織率100%、組織数85と非常に多くなっている。
- ・こうした中、平成21年度には、自主防災組織の代表者等が参加して、災害に関するワークショップを実施し、全集落の防災マップを作成するなど防災に対する意識が高まっている。

- ・本事業は、集落防災マップを基に、集落住民が安全に避難するために必要な整備を緊急かつ重点的に実施する計画となっている。
- ・本事業の整備内容は、台風時の豪雨災害から農村住民の生命を守り、山間地域での安全・安心な生活環境を確保するものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成25年度新規着工地区として適当である。

| | |
|--------|--------------------|
| 【事業名】 | 地域ため池総合整備事業（県営） |
| 【地区名】 | 宿毛東 |
| 【市町村名】 | 宿毛市 |
| 【事業概要】 | ため池改修（2箇所） |
| 【事業費】 | 147,000千円 |
| 【負担割合】 | （国）55%（県）35%（町）10% |

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・市の駄場池は築造後68年、布本城池は築造後66年が経過し、堤体下流部への漏水や堤体の陥没、洪水吐の断面不足により、危険な状態となっている。
- ・万一両ため池が決壊した場合には、下流域の20.1haが浸水し、農地11.3ha、住居94戸などに被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、自主防災組織が平成19年度に設立されており、避難訓練を実施するなど住民の防災意識が高い地域である。自主防災組織では、ため池の老朽化により、決壊のリスクが高まったことに危機感を持っており、早急な対策を望んでいる。
- ・本事業は、堤体の改修工事の実施により、台風や集中豪雨等によるため池決壊等の災害を未然に防止することで農村生活の安全・安心を確保するとともに、農業用水の安定供給を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成25年度新規着工地区として適当である。

| | |
|--------|--------------------|
| 【事業名】 | 地域ため池総合整備事業（県営） |
| 【地区名】 | 大月 |
| 【市町村名】 | 大月町 |
| 【事業概要】 | ため池改修（2箇所） |
| 【事業費】 | 767,000千円 |
| 【負担割合】 | （国）55%（県）35%（町）10% |

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・宮ノ越池は築造後59年、宮ノ下池は築造後68年が経過し、堤体下流部への漏水や堤体の浸食、洪水吐の

断面不足により、危険な状態となっている。

- ・万一両ため池が決壊した場合には、下流域の 50.6ha が浸水し、農地 28.6ha、住居 97 戸などに被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、自主防災組織が平成 14 年度と平成 16 年度に設立されており、住民の防災意識が高い地域である。自主防災組織では、ため池の老朽化により、決壊のリスクが高まったことに危機感を持っており、早急な対策を望んでいる。
- ・本事業は、堤体の改修工事の実施により、台風や集中豪雨等によるため池決壊等の災害を未然に防止することで農村生活の安全・安心を確保するとともに、農業用水の安定供給を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成 25 年度新規着工地区として適当である。

| | |
|--------|-------------------------|
| 【事業名】 | 地域ため池総合整備事業（県営） |
| 【地区名】 | 野市 |
| 【市町村名】 | 香南市 |
| 【事業概要】 | ため池改修（1 箇所）、転落防護柵（2 箇所） |
| 【事業費】 | 380,000 千円 |
| 【負担割合】 | （国）50%（県）40%（町）10% |

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本地区は、黒谷池・松葉谷池の両池を取水源として、水稻及び施設栽培のトルコキキョウやナスが作付けされ、受益地内には J A ライスセンターが併設されるなど、今後も農業のさらなる発展が期待できる。
- ・黒谷池は築造後 81 年が経過し、堤体下流部への漏水や堤体の浸食、洪水吐の老朽化等により、危険な状態となっている。
- ・万一黒谷池が決壊した場合には、下流域の 38.1ha が浸水し、農地 28.6ha、住居 3 戸、ライスセンターなどに被害を及ぼすことが予想されている。
- ・本地区では、自主防災組織が平成 21 年度に設立されており、避難訓練を実施するなど住民の防災意識が高い地域である。自主防災組織では、ため池の老朽化により、決壊のリスクが高まったことに危機感を持っており、早急な対策を望んでいる。
- ・本事業は、堤体の改修工事の実施により、台風や集中豪雨等によるため池決壊等の災害を未然に防止することで農村生活の安全・安心を確保するとともに、農業用水の安定供給を図るものとなっている。

【審査会意見】

- ・平成 25 年度新規着工地区として適当である。

農山漁村地域整備計画事後評価結果書

| | | | |
|--|--|-------------|---------------|
| 計画の名称 | 南国市十市地域担い手農家育成整備計画 | | |
| 計画策定主体 | 高知県 | 計画期間 | 平成22年度～平成23年度 |
| 対象市町村 | 南国市 | | |
| 計画目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県中央部の南国市南部に位置する「十市」地域は、海岸線背後地の平地農業地域であるが、狭小不整形な農地が大半を占め進入耕作道も未整備なため、効率的な農業経営が困難な状況にある。 ・ 高齢化等による規模縮小や離農希望者があるなかで、現況の基盤条件では担い手農家への農地集積が図れず耕作放棄地の発生が懸念される。 ・ このため、区画整理と幹線農道整備を一体的に行って効率的な農業経営が可能な優良農地を確保するとともに、ハード整備を契機とした担い手農家への農地利用集積を促進し、地域農業の担い手を育成する。 | | |
| 定量的指標 | <ol style="list-style-type: none"> ① 狭小不整形な農地の区画整理と通作交通の改善により、効率的な農業経営が可能な優良農地61.2haを確保する。 ② 経営規模を拡大して効率的な農業経営に取り組む意欲が高い農家4名を、地域の「担い手」として選定し認定農業者に育成する。 ③ 「担い手」に規模縮小意向農家等の農地集積を図り、担い手農家が経営する農地面積を、事業完了時点で22.0ha（面積シェア=35.9%）とする。 | | |
| 整備計画の事後評価（評価項目） | | | |
| 定量的指標の達成状況評価 | | | |
| <ol style="list-style-type: none"> ① 経営体育成基盤整備事業及び基幹農道整備事業の完了（H23年度末）により、狭小不整形な農地が50aの標準区画として整備され、また、通作交通の改善のための幹線農道が整備されたことにより、61.4haの優良農地が確保された。→目標達成 ② 平成23年度末時点で、意欲が高い農家2名が、地域の担い手として認定農業者となり農業に取り組んでいる。しかし当初認定農業者となることを目標としていた他の2名については、地区内で農業を営んではいるが、現時点では認定農業者の資格を有していない。→目標未達成 ③ 農業基盤整備の実施により優良農地が確保されたことで、担い手農家へ23.4ha（面積シェア=38.1%）の農地集積が図られた。→目標達成 | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>※担い手として計画していたが認定農業者の資格を有していない2名の地区内での耕作面積は、それぞれ6.2ha、3.4ha。 これらを加えると、地区内では4名に33ha程度集積（面積シェア=53%）が図られている。 （4名は任意組織である十市地区生産組合のオペレーターとして農作業を受託）</p> </div> | | | |
| 整備計画の事後評価結果・意見 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場整備、基幹農道整備とも計画通り完了し、優良農地が確保されている。 ・ 認定農業者は計画の4名にはならなかったが、資格を有していない2名についても地区内の生産組合のオペレーターとして農作業の受託をしており、農地利用集積が促進されていることから、本計画の目標は概ね達成されている。 ・ 今後は、一層の経営効率化を図るため、生産組合の法人化も視野に入れた対応が望まれる。 | | | |